

令和6年度 第1回 江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会推進会議

議事要旨

日 時	令和6年11月7日（木）午後2時～	
場 所	オンライン開催	
次 第	1 開会挨拶 2 委員紹介 3 江戸川区からの報告 4 江戸川区男女共同参画推進計画推進状況調査報告書について 5 その他 6 閉会	
推進会議委員	会 長 横山 和子 副会長 浦岡 由美子 委 員 阿部 兼一 井内 公仁子 植草 和也	加納 志野 高橋 淳子 原島 裕紀 宮本 道子
事 務 局	総務部人権・男女共同参画推進センター	

1 開会挨拶

事務局

- ・開会挨拶

総務部長

- ・この会議は、令和4年4月に施行された、「江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会づくり条例」（令和四年三月三十日条例第二号）に基づき設置されたものである。
- ・昨年度の会議の成果として、推進状況を取りまとめて公表をすることができた。
- ・委員1名の交代があったが、今年度も、条例に定める12名の委員で進めていきたい。
- ・区では、組織改正を行い、取組の強化及び担当のセクションの明確化ということで、人権・男女共同参画推進センターという課を新設した。
センターが中心となってこの会議を担当させていただきたい。
- ・区にとっても、人権や男女平等に関することは重要な課題である。
この会議において、忌憚のないご意見をいただき、活発なご議論をいただきたい。

2 委員紹介

事務局

- ・ 委員紹介
- ・ 事務局紹介
- ・ 会長については、江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会づくり条例施行規則（以下「規則」という。）に基づき、委員の互選により選出することになる。

委員

- ・ 横山委員にお願いしたい。

一同

（異論なし）

事務局

- ・ それでは、会長は横山委員に務めていただく。
- ・ 規則に基づき、副会長は会長が指名することになる。

会長

- ・ 浦岡委員に副会長をお願いしたい。

一同

（異論なし）

事務局

- ・ それでは、副会長は浦岡委員に務めていただく。
- ・ 会長・副会長よりご挨拶いただきたい。

会長

- ・ 会長挨拶

副会長

- ・ 副会長挨拶

会長

- ・ 会議の進め方について、昨年度の会議では、会議は傍聴人を入れずに非公開で行い、会議録については、議事要旨を区のホームページで公表することとし、また、委員名簿も、区のホームページで公開した。今回も同様にすることといたしたい。

一同

(異議なし)

3 江戸川区からの報告

<事務局説明>

- ・資料 1-1 及び資料 1-2 は、「江戸川区男女共同参画推進計画」にある各取組の推進状況を全庁的に調査し、各部の自己評価等の回答をまとめたものである。
昨年度から担当部署や取組内容が変更された部分については、下線を引いている。
部署ごとに個別に実施している取組は資料 1-1、全庁的に共通の取組は 1-2 に記載している。
- ・資料 2 は、資料 1-1 にある各部署の個別の取組のうち、人権・男女共同参画推進センターにおける取組を抜粋して掲載している。
- ・資料 3 は、令和 5 年 1 月に施行した、庁内の各会議体の委員数について目標数値を定めたガイドラインであり、令和 6 年 4 月 1 日付にて改正を行ったものである。
この改正以前は、委員の登用状況について、附属機関等の所管課長から総務部総務課長に報告するとしていたところ、附属機関等の所管部長から総務部長に報告することと変更した。
これにより、各部長に附属機関等の委員の登用状況について把握していただき、より一層多くの女性が区政に参画していただけるように図ったものである。
- ・資料 4-1 は、昨年度の会議資料を更新したものである。
令和 6 年度の女性委員の割合が前年度より上昇したものについては、「改善」の欄に丸を記載している。
令和 5 年度の数値については、令和 5 年 11 月 6 日時点のものを記載している。
令和 5 年度は、例年と同様の 4 月 1 日時点での調査に加え、「江戸川区附属機関の設置に関する条例」(令和五年十一月六日条例第四十一号)の施行を受け、条例施行日である 11 月 6 日時点において、追加で調査を行ったものである。
この条例の施行により、これまで報告がされていなかった多くの附属機関等が判明したため、令和 5 年度の実態を現している令和 5 年 11 月 6 日時点の数値を記載している。
- ・資料 4-2 は、令和 6 年 4 月 1 日における附属機関等の女性委員比率について、各区の数値を並べた資料である。
- ・こちらは一部の区においては、報告対象の会議体等が異なっており、単純な比較が難しいものだが、この推進会議では、参考としてお示ししている。
- ・資料 4-3 は、今年度の調査回答の内訳である。
今年度は、附属機関等における男女の委員の総数に加え、消防団長といった特定の職にある方を委員と定めている、いわゆる「あて職」に限った男女の数についても調査を行った。
あて職の委員については、法律によって定められているなど、直ちに改善することが難しい附属機関もあるが、区の内規で定められているなど、改善の余地がある附属機関もあることが判明した。

(注1) あて職：附属機関の委員等について、条例や規則などで定められた特定の役職の方を任命すること。

(例) 委員のうち1名は、警察署長を任命することになっている。

- ・昨年度中の取組だと、防災会議では、設置根拠条例の改正等を行い、新たに19名の女性委員が3名から22名に増加した。

附属機関および審議会等における女性の委員は30.1%と、「女性の委員が3割以上」という目標を達成している。

今後は、女性の委員の参画をさらに進めるよう、取組をより一層強化していくとともに、目標値の引き上げを検討していく。

- ・資料5では、人権・男女共同参画推進センターにおける取組の一つとして、昨年度に実施した講座、講演会などをまとめている。

インターネットでの性加害からお子さんを守るための講座といった実践的な講座も多く実施し、多くの方からご好評いただいている。

- ・資料6は、男女共同参画を取り巻く国の動向などをまとめたもので、昨年度からの変更点を下線で示している。

主だった項目は次のとおりである。

- ・こども性暴力防止法が成立し、学校や学習塾など、こどもと接する職場に対し、こどもへの性暴力を防止するための措置が義務付けられることとなった。

あわせて、事業者が、就職希望者や現職者の性犯罪歴の有無について法務省に照会する、いわゆる日本版DBS（注2）が創設されることとなった。

(注2) DBS：雇用主に対し、求職者や従業員の犯罪歴証明書の発行等を行う、イギリスの公的機関。

イギリスでは、子どもに関わる職種の事業者に対し、求職者や従業員の犯罪歴照会を行うことが義務化されている。

- ・育休、介護休業の取得支援を目的とした法改正が行われた。

事業主に対し、労働者の柔軟な働き方を実現するための措置や、介護休暇等の制度の周知等が義務付けられることになった。

- ・東京都では、困難女性支援法に基づく基本計画が策定された。

<各委員の意見>

- ・(会長) 昨年度の推進会議では、附属機関・審議会等における女性の登用状況について、令和4年4月1日付では江戸川区は22.3%と、他区と比べて非常に低いということを昨年度議論した。

令和4年度以降、様々な見直しを実施し、区内でも体制を構築したと思うが、翌年度には28.1%に上がっているというのは、成果として言うことができ、他区と比べても遜色ない数字になってきたと思う。

- ・(委員) 数字が大きく改善されていたことについて、とても良かったと思った。推進会議

に意味があったのではないかと思います。

昨年の会議で示された、各部署からの委員登用状況の報告内容に、女性を登用できない理由があったと思うが、それについても示していただきたい。

- ・（事務局）女性委員が 3 割未満の理由の中には、「学識経験により人材を登用しているため」や、「女性の立候補者がいないため」というような内容があった。

今後の取組としては、「委員の改選にあたっては区を取組をよく周知する」等の前向きな回答もある。今後も、このような意識付けを各組織で持っていただくことで改善されていくのではないかと考えている。

- ・（会長）女性の参画比率は、なかなか簡単には上がっていかない。

委員の出入りが必ずあるので、長い時間をかけて、引き続き継続していくということが大切だと思う。

区として、非常に良い取組として評価できるのは、女性の参画状況を、課長ではなくて総務部長に報告するという事で、各部での心理的ハードルが高くなり、各部がより一層努力するようになってきているのではないと思う。

私自身が国連で働いているとき、女性の空席があった場合には、できるだけ女性を採用するというようにして女性比率を高めようとするが、それができないときには、年末に各部から総務部長に、理由とあわせて、次年度に引き続き努力をするというような報告書を毎年書いていた。そういったことを続けることにより、国連の各組織の女性比率は、管理職（部長以上）で 40%が女性というようになっているので、やはりそういった地道な努力が必要ではないかと考えている。

4 江戸川区男女共同参画推進計画推進状況調査報告書について

●重点目標 1 「仕事と生活の調和した暮らしやすいまち」について

- ・（会長）重点目標 1 「仕事と生活の調和した暮らしやすいまち」は、言うのは簡単だが、実際に実行していくのは非常に大変で苦労が多いと思う。

目標を実現していくため、「実際こんな苦労がある」、「こういうことをこの分野で取り組んで成果が上がった」というような、様々なご経験やご意見について各委員よりご発言いただきたい。

<各委員の意見>

- ・（委員）事業番号 1 「男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの考え方などの周知」について、様々な取組をしていると感じる。

講座の参加者について、とても関心のある方が多いということもよくわかる。年齢に偏りがあるということだが、具体的な状況を教えていただきたい。

- ・（事務局）今の講座・講演会は、令和 4 年より委託し、幅広く、オンラインでも参加できるように、努力しているところである。

委員よりご質問いただいた年齢の偏りについては、オンラインも含め、参加者の年齢層が

高い傾向にあり、20代・30代の方の参加が少ないというのが現状であり、課題だと認識している。

- ・（委員）オンラインで参加できるということだが、講座・講演会の時間帯によっては、若い方の参加が難しい部分もあるのかとを感じる。そういった意味で、オンライン等の参加が少なくなっているのかと思う。

- ・（会長）講座等を録音し、後で区民が聞くというサービスは行っているか。

- ・（事務局）現状、講師側の事情もあり、録画・録音してオンデマンドのような形で配信するという契約にはなっていない。

そのため、会場にお越しいただくか、オンラインでリアルタイムでご覧いただくというのが実態である。

- ・（委員）私自身も、イベント等で講演会を開いて人を集めるというのをやっており、どのように広報すれば、ターゲットとなる方の目に留まるかというのは日々考えているところである。

区の人権・男女共同参画の講座・講演会については、推進会議委員に送付されているチラシは見るが、それ以外のところで見える機会があまりない。区民館等ではチラシやポスターがあると思うが、区民館等の利用者は若い方が少なく、高齢者が多いと思う。

私自身が若い参加者を集めることになったときは、小児科や幼稚園、保育園等においてポスターやチラシを配置していただいたり、「行けばただで付箋をもらえる」というような、子ども向けのイベントに出展してチラシを配ったり、SNSで一生懸命発信して少しでも目に留まるような工夫をしている。

小児科や保育園では待ち時間があるので、ターゲットとなる方が手に取ってくれることがある。

市民向けの企画に関しては利用しづらいかもしれないが、有料で複数の薬局等にチラシの配置等を交渉してくれる企業もある。

- ・（委員）講座等について、多く良い講座をやっているということだが、日時が限定されているため、いいものをやっているが聞きに行くことができない、もしくはオンラインで見ることができないという方も、結構いるのではないかなと思う。

追加費用が生じるかもしれないが、例えば、区のホームページ等に、講演サイトのようなものを作り、会員制でも、区民の方が誰でも見れるような形でも、過去の講座の録画を見ることが可能なかと思い、講座一覧を見ていた。

私自身も、行ってみたい講座があっても、開催する曜日や時間帯によっては距離感を感じるところである。

- ・（会長）講座等について、区において、市民のニーズに応えるための工夫について検討していただきたい。

例えば、1週間や2週間などの期間限定で事後的に聞けるというような契約等を検討していただけると良いと思う。

- ・（副会長）講師の男女比を重く考えているなと思っている。大体半々ぐらいにはなってるか、もしかしたら女性の方が多いのかと思う。

私自身も聞きたいと思う講座もあるが、時間がピンポイントで限られているので、なかな

か行くことができない。そういう人は私だけではないだろうと思う。

オンデマンドにしていればありがたいが、コストの関係で、そういうわけにはいかないんだろうなというようにも思う。

ただ、いくつかだけでも、他の時間帯で 1 回ぐらい聞けるという時間を設けていただけるといいかなと思うので、ご検討いただきたい。

- ・(委員) ケアマネジャー協会でも、区の介護職員やケアマネジャーに対して委託研修を行っており、コロナ禍においては動画で配信という取組を行った。

講師の方から、ずっと流されるのは困るというので、1 回きりということで、1 ヶ月だけ自由に見られるという形で交渉したら承諾があった。

ぜひ、1 ヶ月や、1 ヶ月が長ければ 2 週間でもいいので見られれば、視聴する方も多くいらっしゃるのかと思うので、区にはぜひお願いしたい。

- ・(委員) 事業番号 2「ワーク・ライフ・バランスを促進する講座等の実施」について、オンラインで開催することで参加率が高くなっているというようなコメントもあり、やはりオンライン開催は非常に有効な手段だと思う。

さらに参加者を増やすということだと、ワーク・ライフ・バランス関連だと、事業者宛に案内があり、受講するというようなパターンが多いかと思うが、そういったところで、事業者にインセンティブがあったり、「この企業は積極的にワーク・ライフ・バランス推進講座に参加している」というような発表があると、事業所としても、頑張っている会社だと PR できる場になるので、従業員の人を参加させようということになったりするのかなと思う。

- ・(委員) 今、私自身が働いている労働環境では、男女共同参画という点では進んでおり、育児、介護といった部分で、制度はしっかり整っているが、それを使える環境作りがまだ追いついてない。

中小企業に分類される状況にあるので、人がいない点で、長時間労働など負担がかかってしまっていて、制度はあるけども、利用する環境がなかなか追いついていないというのが現状ではある。

- ・(副会長) いわゆる時間外労働が減ってくれば、おのずと家庭で過ごせる時間も増え、そうであれば、仕事と生活が調和していくだろうと思うが、今は、人手不足ということもあって、なかなかそういうわけにもいかないということで、調整が難しいのかなと感じている。

ただ、元々の労働基準法では労働は 8 時間までということになっているということもあり、健康を害するというところもあると思うので、時間外労働は特別なことなのであるという啓蒙をしていっていただきたい。

- ・(会長) 長時間労働の問題については、ゆとりがなければ、良い生活も子育てもできないと思う。今は、労働基準法を守って働いてる人が少ないと思う。

私自身も、持ち帰って仕事しているところがとても多い。裁量労働制、あるいは働き方といったところで、区に対して、啓発、啓蒙活動を推進してほしいといったご意見のある委員はいないか。

- ・（委員）私共の会社では、今年の４月から、休日は４日ほど増やしたが、長時間労働という部分はなかなか改善されない。

会社の問題も大きいので、区の方に対しての希望や要望等は特にはないが、会社、特に経営者には、人を入れるように要求はしていく。

すぐに改善することは難しいと思うが、今後の課題ではある。

- ・（委員）学校の現場では、特に管理職、副校長の方は、個人的な見解で見ると、非常に忙しそうで、結構夜遅くまで残ってらっしゃるんじゃないかと思う。

学校では、今、先生の数が非常に少なくなっている。聞いた話だが、東京都の求めている学校の先生の７割にも満たないという、先生が非常に少ない状況で学校運営をしている。

だが、働き方改革で、学校の先生は夜遅くまで残らないようにというような様々な制約がある中で頑張っている。

その代わり、江戸川区では、介助員や、副校長補佐、授業をサポートする学年アシスタントとして、民間の方を非常勤公務員として採用して、学校の補助をするようにしている。

保護者の立場からすると、学校の先生が足りないということは、子どもの教育においては、危惧している。

選挙が終わってから、学校の先生に残業代をつけるとか、いろいろ話題にはなっているが、学校の先生が魅力的な環境で仕事をしていただかないと、子どもたちの教育は充実していかない現状があるのかと思う。

そういった問題は、１０年ぐらい前ならなかったかと思うが、今、非常に現れているなと実感している。

- ・（委員）介護業界も大変な状況になっている。介護の方でも、人材不足を毎年感じている。なかなか介護職員が増えず、業務負担量が多い。

ケアマネジャーの人数も非常に少なくなっていて、このままだとケアマネジャーがいないための介護難民、介護サービスを受けることができなくなる利用者が出てくるのではないかとということも予想されている。

普段の業務負担をどれだけ減らせるか、業務の効率化のことを今考えており、江戸川区にも意見を出させてもらっている。

介護保険制度に基づくため、国が定めることをしっかりとやっていかなければならないが、作業的な部分で、業務を少なくしていけるところは多々見られ、現場から声を上げて届けているところである。

長時間労働を防ぐためには、どうしても業務の効率化ということも求めていかなければならないが、それは、やはり現場で働く人たちしかわからないことでもあるので、そういう声をケアマネジャー協会の方で拾い上げて、行政に直接届けて改善を求めていくということをやっている。

私自身は自分の仕事を自分で決められるため、９時６時でしっかり終わろうという目標をもとにやっているが、雇われているケアマネジャーは、利益を上げるため、４０件だった担当件数の上限が４５件までとなってしまう中、どうしても業務をこなしてい

くためには、自宅に持ち帰って仕事をされている方もおり、はっきり言って現場のケアマネジャーはとても疲弊している。

そのために介護職員がケアマネジャーになりたがらない等、様々な悪循環が生まれてきているので、そういったことは日々感じているところである。

- ・(委員) 事業番号 6「事業所としてのワーク・ライフ・バランスの推進」について、男性職員の育児支援というところで、育児休業や育児休暇の取得率にとらわれていないだろうか、実際の中身はどうだろうかというところが気になる。

「取るだけ育児休暇」というのでは困ることであって、それを理解したところで、本当に育児休暇を取っている男性職員さんがどれだけいるのかと思うところである。

また、パパママ子育て計画書の作成とあるが、どのような形で作られるのかと思う。

報告書では、管理職が作成するよう記載されているが、管理職が作ったものが本当に役に立つのかということもある。家事や育児はその家々でレベルやスケジュールは違うと思うので、実際にそれぞれのご家庭で、育児だったら何時に何をやって夜間にどういうことをやるのか、その間に家事はどのようなことをやるのかという、タイムスケジュール表といったものの方が役に立つのではないかと、そういったものをもとにパパママ子育て計画書などを作成していただいたらいいのかと感じた。

- ・(会長) 男性育休やパパママ子育て計画書の実情や実態について、担当部署から説明・報告があれば、それを踏まえて、本当にそれでいいのかというような議論に進むことができると感じる。

- ・(委員) 事業番号 29「すくすくスクール」において、夏休みは1時間早く始める等、昨年度より、学校の中での、子どもたちのサポートの様々な部分が改善された。

子育て世代も多い教員等についても、男性職員が育休を1年間取得する等、働き方改革でケア等があると思っている。

ただ、一番気になるところに、民と官の連携という点がある。

学校行事となれば平日にあったり、1年生で保護者が入ったとき、年度初めに多くの期間学校に通わなければいけないというところで、やはり仕事を休まなければいけないとか、子どもを育てる親として、子どもに何かあったときには、すぐ仕事を休んで対応するということは各家庭でやっているかと思う。例えば、学校の周年事業については、基本的に江戸川区では平日に開催されるが、他区ではあまり平日には開催しないようだ。

保護者や地域の方も多く参加して手伝うが、何故わざわざ平日にやるのかというご意見もある。各種団体との連携も加味されていると思うが、やはり学校がやっている時間でしか学校が対応できないのかと思う。

P T Aの講演会等のときも、休日に開催しようとする、教員も巻き込む形となるが、教員の休みを確保しなければならない等あるので、やはり民と官の連携が難しいのかという思いがある。

- ・(委員) (事業番号 38「介護離職をなくそうプロジェクト！」等に関連するご意見) 介護サ

ービスの利用者の方の中にも、介護のために仕事を辞めたという方がいる。夫が若年性認知症で、働いていたが仕事を続けることができなかったという方もいる。

その場合は、ただ環境が整えば良いというものでもない和大いに感じた。

認知症になった夫から何度も電話がかかってくるので、仕事に影響が出て仕事どころではなくなったということだったが、仕事を辞め、自宅で夫を介護し、2年近く経って、夫の認知症が進み、もう自宅で見れない、施設に入るところで、施設に入ったら仕事復帰したいという話があった。

ただ、施設入所は簡単に決まるものではなく、制度があっても受け皿がないということが現実には起こっていると感じる。

介護保険の制度があっても、サービス種別によっては受け入れ先が不足していたり、その方の収入にあった施設が見つからないなど、なかなか利用できないという状況になるが、実際にそういったことが起きている。現場では、かなり困難な状況の中、「仕事に復帰したくてもできない」、「辞めたくなくても辞めてしまうことになる」ということが起きていると感じる。

- ・（会長）離職はしたくないが仕事を継続できない環境にあるというときに、そういったことを相談できる窓口は区にあるのか。

- ・（事務局）今のご意見では、いわゆる介護離職の問題の中でも、若年性認知症ということで、かなり厳しい状況だと考えている。

法的には、介護休暇等の制度はあるが、現場の状況が制度に追いついているかどうかというところでは、非常に厳しいだろうと思っている。

介護離職に関する取組について、相談窓口ということであれば、ご存知のとおり、熟年相談室等で相談を受けている。

ただ、若年性認知症の方については、通所介護事業所のほか、それぞれのサービス種別によって対応いただいているが、受け入れ先の施設については、かなり厳しい状況だというのが現実だと思っている。

国でも、議論はされているが、報道等でも出ているように、現在、介護人材も厳しい状況の中で、どう協働し考えていくかというところ、区としての連携強化をやっていく必要があると思う。

- ・（会長）熟年相談室が窓口になっているということも、発信しなければならない。

私自身も介護をした経験があるが、片手で仕事をしながら片手で介護をして、もうどうすればいいかわからないというときに、本当に悩む。

そういった人たちに対して、「もし悩んだときには熟年相談室に相談」というような、リーチできる方策があると良い。

ケアマネジャー等が、「困ったときに行政のここに相談して」というようなことが言いやすいような情報共有ができると良い。

- ・（会長）人権の視点から、重点目標1についてご意見いただきたい。

- ・（委員）生活の基本をなしているのが人権だと思っているが、人権については、改めて考えるとハードルの高さを感じてしまうというようなご意見などもいただいている。

生活一つ一つが人権によって守られ、基礎になっていると私達は捉えている中で、仕事と生活の調和した暮らしやすいまちということを考えると、まちの中で生活していく中で、基本として人権を周知できると非常に良いのではないかと思います、様々な啓発活動などを実際に行っている。

小さい頃からしっかりと根づかせていくことがとても重要なことではないかということ、どちらかというと子どもたちに向けた啓発活動が主になっており、児童・生徒を対象に行うところがとても多い。

ただ、やはり大人社会の中でも、なかなか、非常に厳しい社会の中で、人権をなかなか守りにくい状況も生じているのかと思っている。

そういう中で働くにあたって抱えてる問題がたくさんあるかと思うが、多くの方に、人権の大切さを周知していきたいと思っている。

人権擁護委員の具体的な啓発活動としては、様々な場面での周知もあるが、例えば、児童・生徒等向けに人権教室という形で、学校と協力させていただき、人権についての大切さなどを周知させていただいている。

主に学校との連携の中でやっているが、最近では、大人社会の中で、企業に向けて、人権とはどういうことなのか、人権を守るといことはどういう大切さに結びついていくのかということなども含めた人権教室を行っている。

「人権の花」や「人権作文」、「こどもたちの人権メッセージ」のような形で小学生・中学生を対象に行っているところだが、今後は、地区委員会や様々な団体を対象に、地域の中での人権教室を実施していき、少しずつ幅を広げていって、人権の大切さを少しでも多くの方に周知させていただければとても良いと思っている。

「こどもの人権SOSミニレター」というものがあり、言葉に出しにくい被害に遭っている小学生・中学生のために、教育委員会の協力のもと、各学校にミニレターを配置している。

子ども達からのレターはかなり多く、そのレターに対し、東京法務局において、人権擁護委員が、一つ一つ丁寧に返事を書いている。

実際に目に見える活動をどのようにしていけば良いのかということは、本当に悩むところだが、以上のような形で、子どもたちそして地域、あるいはまた大人の人たちに人権の大切さを少しでも訴えていく方法を模索しているところである。

●その他

<各委員の意見>

- ・(委員) 昨年、江戸川区立小学校 PTA 連合協議会で講演会が行われたが、ヤングケアラーの問題がある。

子どもを育てている親が仕事に行っていることにより、例えば、本人はヤングケアラーと感じていないが、小学校高学年の子が幼稚園の弟と妹の面倒を見ているとか、夜遅くまで働いてるご両親が帰ってくるまでは、学校が終わってからでも、お兄ちゃんお姉ちゃんが下の子

の面倒を見るだとか、そういった「隠れヤングケアラー」というような問題も多いと聞いている。

その辺りの問題も改善していかなければいけないと思っている。

- ・（会長）ヤングケアラーの問題は、今年の推進会議でも議論に上がり、学校は把握しているが、本人が申告しないため、親にまで話ができず、解決策を見出すのが難しいという意見があった。

子どもが、将来を豊かにするために学校で学んだり様々な活動をしたりする時間を、弟妹の世話をするために費やしているという問題は、何とか解決したい問題である。

区では何か取り組んでいるのか。

または、問題について周知をしている程度であり具体的な対策まではいかないという現状なのか。

- ・（事務局）ご意見いただいたように、ヤングケアラーの問題は社会的な問題であると区でも思っている。まずは、ヤングケアラーというものがどういうものかを知っていただくということでホームページを開設している。

以前、子ども家庭支援センターでは、ファミリーサポートの業務において、「お母さんが働いているときに、風邪をひいて保育園に行けない子の面倒をみていて小学校に行けていないのではないかと心配」という相談を受けたことがある。

「親から言われたから学校を休まなければいけない」と休んでいたことが何回かあったそうで、子ども家庭支援センターの職員が直接会いに行き、親子両方と面談して、まずは、このような環境は良くないことであると知っていただくというアプローチをした。

そして、親御さんが困らず、お子さんもちゃんと学校に行けるように、区の子育て支援策を案内し、具体的にコーディネートしていったことがある。この機能は、今は児童相談所に引き継がれている。

児童相談所というと、連絡の心理的ハードルが高かったり、「子どもがすぐ保護されて返してもらえないんじゃないか」と心配される方もいらっしゃるようだが、虐待対応とは異なる支援やサービスを案内できるかと思う。

子どもを守るため、ヤングケアラーのお子さんが実際にいるのを知っていたり、そういった情報がある場合は、児童相談所にご相談いただきたい。

例えば、学校の先生からご相談いただくというアプローチもできるかと思う。

5 その他

会長

- ・次回会議は、12月12日14時に開始し、江戸川区男女共同参画推進計画推進状況調査報告書について、本日取り扱わなかった取組について扱う。
異議がないようなので、今回はオンライン開催とする。

6 閉会